

伊万里市子どもの読書活動推進計画

伊万里市子どもの読書活動推進委員会

伊万里市

平成17年3月

「伊万里市子どもの読書活動推進計画」 目次

第1部	総論	
1	基本目標	3
2	計画の性格、役割および計画期間	3
3	施策の体系	3
4	基本的な考え方	4
第2部	各論	
第1章	家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進	
1	家庭における活動の推進	5
2	地域における活動の推進	5
(1)	市民図書館における活動の推進	5
(2)	公民館や児童センターにおける活動の推進	6
(3)	民間団体等における活動の推進	7
(4)	障害のある子どもの活動の支援	7
3	学校における活動の推進	8
(1)	小学校・中学校・高等学校における活動の推進	8
(2)	特殊学級・養護学校における活動の推進	9
(3)	幼稚園や保育園における活動の推進	10
(4)	障害のある子どもの活動の支援	11
第2章	読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実	
1	市民図書館の整備・充実	12
2	学校図書館の整備・充実	13
3	幼稚園や保育園における環境の整備・充実	14
(1)	公立(市立)幼稚園	14
(2)	私立幼稚園	14
(3)	公立(市立)保育園	15
4	公民館や児童センター等の社会教育施設における環境の整備・充実	16
5	障害のある子どもへの配慮	16
第3章	市民図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等の 連携・協力	18
第4章	子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成	
1	子どもの読書活動を支える人材の育成	19
2	「子ども読書の日」(「子ども読書週間」(4月23日～5月12日))等への 取り組み	19
3	子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	20
4	優れた取り組みの奨励、優良図書の普及	20
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	22
2	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について	24

第1部 総論

1 基本目標

『子どもが自主的に楽しく、読書に親しむ環境づくり』

子どもは、自主的に読書をするときには、本当に楽しみながら、いきいきとしています。この計画では、子どもが自然に本へ手が伸びる環境の整備をめざします。

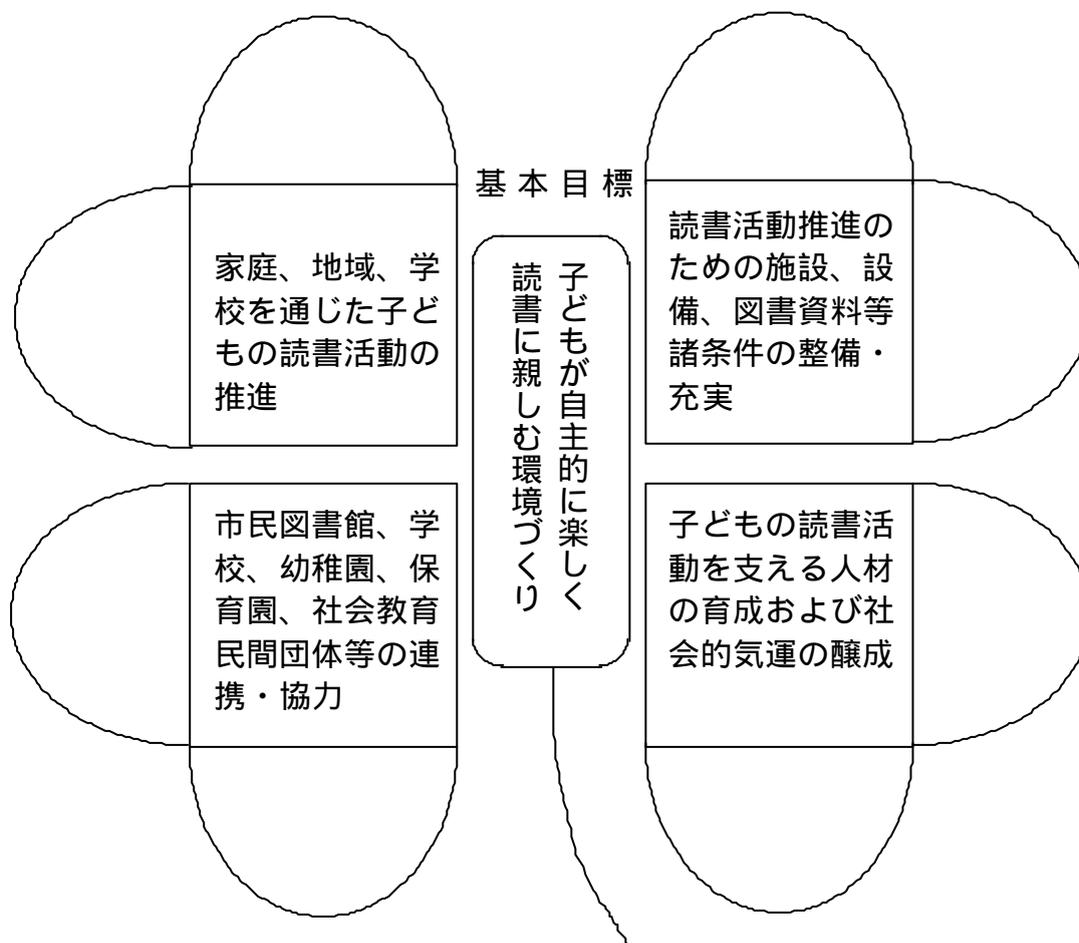
2 計画の性格、役割および計画期間

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」の規定に基づき策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および「佐賀県子ども読書活動推進計画」を基本として、伊万里の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向を設定し、具体的な取り組みを示すものであり、市や公共施設だけでなく民間団体等や地域・家庭に対しても積極的な取り組みを期待するものです。

計画の期間は、平成16年度から20年度までの5ヶ年とします。その後についても継続して見直していきます。

3 施策の体系

この計画は、基本目標を元に、次のような4つの章からなる総合的な体系で構築されています。



4 基本的な考え方

(1) 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

読書が、心豊かな子どもの成長のために十分に機能するためには、子どもに読書を強制するのではなく、子どもが自主的に楽しく読書に親しむとともに、読書の習慣を身につけることが肝要です。

このためには、大人自身が読書の意義を理解して、率先して読書する姿勢を示すことがまず必要です。そのうえで、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、それぞれが子どもの読書活動の意義を理解し、その担うべき役割を果たすことが求められます。

(2) 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に図書に接することのできる公立図書館、学校図書館等の施設が果たすべき役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するために、施設、設備や図書資料等の充実が求められます。

また、地域の実情に応じて、公民館や児童センター等において子どもが図書に触れる機会を持てるよう配慮する必要があります。

(3) 市民図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等の連携・協力

子どもの読書活動を効果的に推進するため、子どもの読書活動に関わる市民図書館、学校、幼稚園、保育園、公民館等の社会教育施設や民間団体等が連携・協力し、推進する体制を整えて取り組むことが重要です。

連携には、状況に応じて様々な形態が考えられることから、実情に即した適切な推進体制の整備が求められます。

(4) 子どもの読書活動の普及を支える人材の育成および社会的気運の醸成

子どもの読書活動の普及を図るためには、図書館職員、教職員、保育士、児童厚生員、ボランティアなど、これに携わる人材の育成が重要です。

また、市民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めていくとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、あらゆる機会をとらえて普及・啓発を図る必要があります。

第2部 各論

第1章 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

1 家庭における活動の推進

現状および課題

テレビ、ビデオ、携帯電話、パソコン等の普及や生活環境の変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣が形成されていないこと等により、子どもの読書離れが懸念されています。

子どもが読書習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解して、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくる必要があります。

施策の方向性

家庭における読書の習慣付けを図るため、支援活動を充実します。

親（保護者）をはじめ、子どもに関わる大人が、子どもの読書活動を理解し、関心を深めることができるよう働きかけを推進します。

具体的な取り組み

家庭教育講座や子育て支援事業の活用による普及活動

- ・家庭における読み聞かせ等、読書の重要性の理解促進
- ・「家族読書の時間」（テレビを見ない時間）の設定や「家庭の日」におけるファミリー読書活動等、家族ぐるみでの読書活動の働きかけ
- ・親子読書運動の展開
- ・ブックスタートの取り組み
- ・親を対象としたPTA・育友会における読書に関する啓発事業

2 地域における活動の推進

（1）市民図書館における活動の推進

現状および課題

市民図書館は、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせ等のサービスを行っています。

市民図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。このため、求める本、資料、情報が容易に入手できるように、サービスを充実することが求められます。

施策の方向性

市民図書館は、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実を図ります。

市民図書館は各公民館・学校図書館・幼稚園・保育園への支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

年齢に応じた子ども向けサービスの充実・強化

- ・おはなし012（乳幼児向け）お話し会、オリエンテーションなどの実施
- ・子どもに奨めたい図書の展示
- ・ブックリストの作成

レファレンス（調査・相談）機能および情報提供機能の充実・強化

- ・子どもや保護者からの読書相談への対応
- ・保護者等を対象にした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言

児童図書部門の機能強化

- ・児童サービスに関する情報の収集および県立図書館・他市町村立図書館等との連携
- ・読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施
- ・「学校図書館・児童文学研究コーナー」の運営による、司書教諭、研究者、学生等の調査・研究等の支援
- ・学校図書館および公民館図書室のサービス向上を図るため、市民図書館の支援研修機能の効果的活用

（２）公民館や児童センター等における活動の推進

現状および課題

公民館や児童センター等は、読書活動に関わる職員が少ないなど、子どもが気軽に図書に接する環境が十分でないところが見られます。

公民館や児童センター等の活動の中で、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域ぐるみで子どもの読書活動に取り組むことが求められます。

施策の方向性

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を深めます。

具体的な取り組み

読書に親しむ多様な活動の展開

- ・公民館広報紙の活用による読書活動の普及
- ・社会教育講座（親子読書活動など）の開催
- ・児童厚生員やボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ・読書感想文・感想画・絵本等の展示会の実施

(3) 民間団体等における活動の推進

現状および課題

子どもの読書活動に関わるボランティアは、おはなしキャラバン、てんとう虫の家、草ひばり、風²¹などの朝読みグループや、ブックスタートボランティア等があります。

ボランティアは幼稚園・保育園・学校・図書館等で読み聞かせや、作品制作を行っています。

伊万里市連合PTA（市連P）から呼びかけることで、全市域において保護者等による読書活動が緩やかな広がりをみせています。

子どもと本に関わるボランティアで「おはなしネットワーク」を発足させましたが、まだ十分に機能していない状況です。

人数の少ないボランティア団体もあり、これからも多くの参加を呼びかける必要があります。

本の選書が不十分であるし、また選んだ本は市民図書館で借りようとしても、すでに借りられていることもあります。

より一層の充実を図るため、これらのボランティアに対し、活動内容や運営について協力・支援することが求められます。

施策の方向性

読書に親しむ機会を身近なところで提供するボランティア活動を推進します。

具体的な取り組み

活動の充実を図るための支援

- ・研修会や定期的な講習等の開催
- ・公民館・留守家庭児童クラブ等で、ボランティアと共に行う活動の取り組み
- ・読み聞かせボランティア養成講座等にて、新たなボランティアの養成
- ・幼稚園・保育園・学校・公民館・留守家庭児童クラブ・図書館等における活動の場の提供
- ・子どもゆめ基金助成金等の活用

ボランティア間のネットワークの活用

- ・情報交流の機会の提供
- ・相互協力への支援・協力
- ・研修会、講座等の開催

(4) 障害のある子どもの活動の支援

現状および課題

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の障害に応じた読書活動支援が求められています。

市民図書館、公共施設の図書館等における、障害のある子どもに対するサービスの向上が求められています。

施策の方向性

子どもの障害の内容や程度に合った読書活動の支援を図ります。

具体的な取り組み

図書館やボランティアによる障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ・ 図書館職員、朗読ボランティアによる対面朗読と録音図書やリストの作成
- ・ 図書館職員、点訳ボランティアによる点訳図書やリストの作成
- ・ 視聴覚機器の活用
- ・ 読み聞かせボランティアによる学校への出前お話し会
- ・ 布の絵本制作ボランティアによるさわる絵本の作成

3 学校における活動の推進

(1) 小学校・中学校・高等学校における活動の推進

現状および課題

各学校においては、これまで国語科を中心にして、学校図書館を利用した読書活動に取り組んできました。また、社会科、総合的な学習の時間等の調べ学習の際にも学校図書館を利用した学習活動が展開されています。

伊万里市では、すべての小・中学校において全校一斉の読書活動が実施されています。また、高等学校においても、学校図書館を利用した読書活動の実施に取り組んでいる学校があります。しかし、一斉読書の実施の在り方については、各学校の実情等により違いがみられます。したがって、一斉読書の時間を各学校の教育計画の中に明確に位置付け、その意義について全職員が、共通理解を図り、計画的に取り組むべき課題であると認識する必要があります。

小学校・中学校・高等学校の各段階において、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立する必要があります。

施策の方向性

児童・生徒が読書の楽しさを実感できるように、本との出会いや体験が読書に結びつくきっかけづくりをする等の計画的な読書指導を通して、読書習慣の定着を図ります。

児童・生徒の読書活動への取り組みを充実するため、学校関係者の意識の高揚および指導技術の向上を図ります。

具体的な取り組み

学校図書館の施設と資料の充実

- ・ 豊富で多様な図書資料の整備
平成14年度各学校蔵書数対学校図書館図書標準冊数
小学校 - 78.7% 中学校 - 59.6%
- ・ 児童・生徒が進んで読書を楽しむために、自然に足を運びたくなるような明るく落ち着いた学校図書館環境の構築（心のオアシス）
- ・ 市民図書館および、各学校図書館の連携の推進

児童・生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動や読み聞かせ等の読書活動の充実
 - ・読書指導の年間指導計画の作成および教科、領域、総合的な学習の時間等での計画的な取り組みの推進
 - ・N I E (Newspaper In Education)の活用や、図書資料を活用した授業の推進
 - ・新刊情報や授業内容に合わせたブックリストの作成、児童・生徒への紹介
 - ・児童・生徒の自治的な活動（図書委員会や児童会・生徒会活動等）の活性化
- 研修等を通じた学校関係者の意識の高揚および指導技術の向上

- ・読書指導に関する指導計画、学習材料や指導技術などに関する情報交換・研究協議の場の設定
- ・教育センター研修やその他の教職員研修の受講の奨励
- ・図書館教諭、図書館事務補助等関係職員間の研修および情報交換の場の設定
- ・各学校全職員を対象とした読書活動に係る研修の実施。

地域および関係機関、読書活動ボランティアとの連携

- ・学校、市民図書館、読書活動ボランティアとのネットワークの構築
- ・ボランティアを募り、読み聞かせや図書事務の支援など、地域人材活用の推進
- ・家庭や地域から寄贈された本のリサイクル運動の推進
- ・図書館便りの発行、「親が子に薦めたい本」のコーナーの設置等、読書活動に関する啓発活動の充実

(2) 特殊学級・養護学校における活動の推進

現状および課題

推薦図書の展示や児童・生徒の興味関心に応じた蔵書の選定等に取り組んでいます。

市民図書館を利用する等、児童・生徒の実態に応じた読書活動の推進が求められています。

施策の方向性

障害の程度や内容に合った読書指導を推進し、読書習慣の確立を図ります。

具体的な取り組み

児童・生徒一人一人の個性に応じた読書指導の実施

- ・視聴覚機器の活用
- ・お話しボランティア等地域人材との協力体制の活用
- ・全校一斉読書活動の実施
- ・小学部から高等部まで系統性を考慮した読書指導計画の策定と実施

(3) 幼稚園や保育園における活動の推進

現状および課題

< 幼稚園 >

平成15年度から「絵本や物語に親しみ、先生や友達と心通わせるようになるためには、どのような教師のかかわりが必要か」というテーマで、本好きの子どもを育てる素地づくりに取り組んでいます。

1日1回は教員が読み聞かせを行っています。午前の後半は、保育室に入って教員の読み聞かせを楽しみます。また、降園前には、紙芝居や絵本を読み聞かせ、心を落ち着かせ楽しみをもたせて帰すようにしています。

月2回の自動車図書館「ぶっくん」を子どもたちはとても楽しみにしています。「ぶっくん」から借りた本はすぐ保育室で読んでいます。「おはなしキャラバン」ももちろん楽しみにしています。

読書の楽しさと出会うためには、幼い頃から本とふれあう習慣づくりが重要であることを踏まえ、読書の大切さや意義を広く保護者に伝えていくことが求められます。

< 保育園 >

昨年度より「絵本の読み聞かせ」という研究テーマを設定し、研究実践に取り組んでいます。日々の保育や誕生会等の行事において、楽しく親しみながら身につくように努めています。

自動車図書館「ぶっくん」は子どもたちにとっても人気があって、月2回の来園を楽しみにしており、借りた本はすぐに保育園で読んでいます。また家庭に持ち帰り、家族とのコミュニケーションの発展を図っています。

「おはなしキャラバン」の活動も大変有難く、楽しみにしております。

生涯を通じた読書習慣を身につけるためには、0歳児から5歳児までの発達段階に応じての取り組みが特に重要であることから、家庭との連携を深めながら絵本や物語等に親しむための尚一層の工夫が求められます。

施策の方向性

幼稚園および保育園において、幼児が絵本等に親しむ活動を積極的に行うよう、教員・保育士一人一人の理解を深めます。

幼児が絵本や物語等に触れる機会の多様化を図るため、地域での社会人・学生ボランティアの活動を促進します。

具体的な取り組み

絵本や物語の楽しさと出会う多様な機会の提供

- ・教員・保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居等の積極的な実施
- ・ボランティアの協力
- ・異年齢交流（児童の保育体験等）の実施

教員・保育士の意識の高揚

- ・幼稚園・保育園の読書活動推進のための合同研修会の実施

(4) 障害のある子どもの活動の支援

現状および課題

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の障害の状態に対応した、様々な読書活動支援が求められています。

市民図書館における、障害のある子どもに対するサービスの向上が求められています。

施策の方向性

子どもの障害に対応したサービスの向上に努めます。

具体的な取り組み

市民図書館やボランティアによる、障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ・図書館職員、読書ボランティアによる対面朗読
- ・ブックリストの作成
- ・視聴覚機器の活用

第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

1 市民図書館の整備・充実

現状および課題

市民図書館は平成7年に開館しました。以前の図書館に比べ児童図書コーナーの規模、図書資料数は充実しました。また、子ども開架室に専用のデスク（カウンター）を設け、司書資格を有する職員を配置することで、様々な要求に対応できるようになりました。

自動車図書館「ぶっくん」を活用し、図書館に直接来ることが出来ない子どもたちにも本を貸し出し、読書のニーズに幅広く応えるようにしています。

要望のある幼稚園・保育園等に団体貸出を行い、定期的に本の入れ替えを行っています。

黒川公民館・松浦公民館に置いている本を、自動車図書館を活用して1ヶ月に1度入れ替えています。

毎週おはなし会を開催し、子どもたちへ絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、自動車図書館で幼稚園・保育園等に巡回した際にも、園児へ読み聞かせを行っています。

ブックスタートのフォローアップとして、乳幼児向けおはなし会の「おはなし012」を開催し、赤ちゃんやその保護者に読み聞かせを行うことで絵本に親しむ環境を作っています。

子どもが身近に図書に触れることができるよう、図書館において施設、設備や図書資料の拡充が求められます。

施策の方向性

引き続き子ども向け図書資料の計画的整備、司書の配置等の充実を図ります。

資料貸出について学校図書館・幼稚園・保育園への支援機能の強化を図ります。また、自動車図書館等によるアウトリーチ・サービス（個人及び団体貸出）を充実させます。

利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。

具体的な取り組み

市民図書館の整備・充実

- ・子ども向け図書資料の計画的な整備
- ・専門職（司書）の配置
- ・図書館から遠隔地にある等、地域の実情に応じた自動車図書館の運行
- ・障害児のための点字絵本等の整備
- ・ヤングアダルト（中高生）向けの資料の整備
- ・外国人の子どものための洋書絵本等の整備

市民図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- ・市民図書館の蔵書情報のデータベース化、ホームページでの公開の促進
- ・総合目録システムによる県内公共図書館のネットワーク化の促進

市民図書館による支援の強化

- ・公民館図書室の分館化とネットワーク化

2 学校図書館の整備・充実

現状および課題

学校図書館は、児童・生徒が自ら学ぶ「学習情報センター」としての機能と、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を果たすことが期待されています。伊万里市では、学校図書館の充実を図るため、国の施策に呼応した予算措置に努力しています。また、司書教諭有資格教員の適正配置に努め、12学級以上のすべての小・中学校に配置するとともに、11学級未満の小学校4校、中学校6校にも配置しています。

児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられる魅力ある図書資料の整備が求められます。

司書教諭有資格者の拡大のため、国語科の教諭だけではなく、他教科の教諭でも取得しやすい環境づくりが必要です。

学校図書館相互、あるいは、学校図書館と市民図書館とのネットワーク化の推進、校内LANの整備等、情報化の推進が求められています。

施策の方向性

学校図書館が様々な学習活動を支援する機能を十分発揮できるよう、施設・設備及び図書資料の整備・充実に努めます。

学習センターとしての機能を充実させるため、学習活動に必要な情報端末機器等の整備等、学校図書館の情報化を進めます。

学校図書館の諸事務に当たる職員の配置等、司書教諭が十分活動できる体制づくりに努めます。

ボランティアとして多様な経験を有する地域の社会人と協力することを推進します。また、必要に応じて余裕教室を活用できるように開放します。

具体的な取り組み

学校図書館の施設、設備、図書資料の整備・充実

- ・多様な教育活動の展開を支援していくための教育課程に沿った図書資料の整備・充実
- ・余裕教室を活用し、地域人材と連携した新しい読書ルームの運用形態の検討及び推進
- ・学級文庫の充実のための書庫の整備、市民図書館及びリサイクル本の活用の推進
- ・図書館担当職員、児童・生徒の委員会活動を中心にした、図書館環境整備の充実

学校図書館の情報化の推進

- ・蔵書情報のデータベース化や学校間および市民図書館とのネットワークづくりの推進
- ・各学校におけるインターネット通信回線の高速化、校内LANの整備促進、情報端末機器の増設

学校図書館活用充実のための人的措置の推進

- ・全ての小・中学校における司書教諭有資格教員配置の促進
- ・学校図書館の活用の充実のため、司書教諭（図書館担当教諭）と図書館担当職員、他の教職員との協力体制の確立
- ・司書教諭が業務に専念できる校務分掌上の配慮

学校図書館ボランティアによる活動の充実

- ・ボランティア活動プログラムについての学校間の情報交換の推進
- ・司書教諭を中心とした学校図書館ボランティアと図書館担当学校職員の研修会の充実

家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ・図書館便り等の発行による親子読書のすすめ等、家庭への啓発の推進
- ・本のリサイクル運動の推進と各学校間の連携による活用の推進

3 幼稚園や保育園における環境の整備・充実

(1) 公立（市立）幼稚園

現状および課題

市立幼稚園は両園とも図書室が未設置で、廊下に書棚が置かれ、読書コーナーになっています。

幼児期から読書習慣を身につけさせるため、幼児にあった書棚や展示台が求められています。

絵本の保有数は1園250冊～270冊と少なく、家庭からの寄贈本で補っています。発達段階に応じた内容の絵本の充実が必要です。

図書購入の予算の確保と図書室の設置が大きな課題です。

施策の方向性

園児の発達段階に応じた図書の選定について配慮します。

図書室に代わる図書スペースの確保に努めます。

具体的な取り組み

幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくり

- ・発達段階に応じた図書購入計画の立案
- ・図書館等との連携による発達段階に応じた図書の選定
- ・絵本コーナーや展示の工夫をして、日常的に本に関わる環境の設定
- ・読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施

(2) 私立幼稚園

現状および課題

ある幼稚園では園児のための図書室があり、絵本や図鑑などが約2,000冊あります。この図書室は保護者会の図書担当役員（各クラス2名計18名）の方に管理運営をお願いしています。

図書担当役員の活動は毎月2回以上行われ、活動内容は本の種分けや製本、および読み聞かせのための紙芝居や大型絵本の製作、子どもに読ませたい新刊書の選出、図書館の本のリスト作り、返却本の整理等多岐にわたります。

各クラスにも50～100冊程度の絵本を備え、常時園児の目に触れるように工夫されています。園児たちは興味がある本を探し出し、自分たちで読める字を拾い読みしたり、友達同士で字を教え合いながら遊んでいる姿がみられます。

市民図書館の団体貸出を利用し、毎月本を100冊ずつ借りている幼稚園もあります。

毎日降園前に教員が紙芝居や本の読み聞かせをしています。

毎月1～2回本の貸出をしています。そうすることで、家庭で親に読み聞かせをしてもらい、より一層絵本への関心が深まるようになることを期待しています。

子どもたちが一番興味を示す動物図鑑等の本の充実と財源の確保が課題となっています。

施策の方向性

園児の発達段階に応じた図書の選定について一層配慮します。

具体的な取り組み

幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくり

- ・発達段階に応じた図書購入計画の立案
- ・市民図書館等との連携による発達段階に応じた図書の選定
- ・絵本コーナーや展示の工夫等、日常的に本に関わる環境の設定
- ・読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施

(3) 公立(市立)保育園

現状および課題

保育園には絵本や紙芝居を揃えていますが、図書室的なものまではありません。幼児期に読書の楽しさと出会う機会を提供するための環境作りが求められます。

施策の方向性

保育園内に必要な図書スペースの確保を促進するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮します。

具体的な取り組み

幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくり

- ・絵本コーナーの設置や展示の工夫
- ・市民図書館等の連携による発達段階に応じた図書の選定
- ・読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施

4. 公民館や児童センター等の社会教育施設における環境の整備・充実

現状および課題

現在、伊万里市には13の公民館と、児童センターが1つ設置されています。13の公民館全てに図書収納スペースがあり、500冊～3,500冊の蔵書があります。

黒川公民館には専用の図書室があり、現在、公民館の職員が休みとなる土曜日も、親と子の読書会の会員の協力で毎週開かれています。また、利用者拡大のため、公民館報による啓発、図書館まつりの開催、会議等、自由に情報を交換できる場を設けていますが、十分に効果が上がっているとは言えない現状です。

(参考：平成15年度貸出冊数517冊)

新しく建て直された松浦公民館には、市民図書館の資料を500冊移管し、毎月自動車図書館で100冊ずつ入れ替えを行っています。

黒川・松浦を除く他の公民館は、蔵書について市民図書館との交流もなく、ほとんど貸出は行われていない状況です。

児童センターや留守家庭クラブについては、施設内での閲覧はできますが、指導員が常駐していますので、今後読み聞かせ等、検討の余地があると思われます。

市民図書館から遠隔地にある等の事情から、子どもが図書に触れる機会が少ない地域にあっては、地区の公民館や児童センター等に図書館機能を備えた環境を整備することが求められます。

施策の方向性

地域の実情に応じて、公民館図書室や児童センター図書室の充実を図り、地域の子どもが身近なところで図書に触れる機会が増加するよう努めます。

具体的な取り組み

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味や関心を深めるための環境づくり

- ・公民館報等の活用による読書活動の普及
- ・地域子ども教室推進事業との連携による親と子の読書教室の開催
- ・ボランティアによる読み聞かせの実施
- ・学校との連携により読書感想文・感想画等の展示の開催
- ・伊万里学を受講者による、ふるさと読本を教材とした、子どもたちに地域の文化・歴史に興味を持たせる講座の開催

5. 障害のある子どもへの配慮

現状及び課題

養護学校内の学校図書館では「きちんと座って読む机のコーナー」、「低めの椅子と机でくつろいで読むコーナー」、「絨毯の上に座って読むコーナー」を配置して読書スペースの工夫を行っています。

児童・生徒が自分たちの手で蔵書の整理が行えるように、分類ごとに色シールを背表紙に貼り付け、視覚的にとらえやすいような工夫を行っています。

市民図書館等においては、施設のバリアフリー化が進められています。さらに、障害のある子どもたちが自主的に読書できるよう、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等、障害の程度や内容に応じた図書の整備、読書スペースの充実など環境整備が求められます。

施策の方向性

市民図書館や学校図書館において、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動に係る環境の整備に努めます。

具体的な取り組み

障害のある子どもの読書活動推進のための諸条件の整備、充実

- ・施設のバリアフリー化や身体障害者向け情報端末の整備促進
- ・手話ボランティア等、障害のある子どもに対応できるスタッフの配置
- ・ボランティアによるおはなし会等の実施

学校図書館の整備

- ・図書資料の整備、充実
- ・パネルシアター、エプロンシアター、布の絵本等の整備
- ・おはなし会の実施
- ・掲示物の魅力ある展示
- ・コンピュータでの資料管理、貸出返却
- ・児童生徒の手による学校図書館の運営

市民図書館の支援

- ・団体貸出の実施
- ・自動車図書館「ぶっくん」の巡回
- ・図書館運営に関する知識・技能を高めるための講習

第3章 市民図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等の連携・協力

現状および課題

子どもの読書活動を推進する市民図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等は個別に活動する中で、連携や協力による取り組みが進められています。

市民図書館を通じて、ボランティアのネットワークづくりが行われています。

子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、家庭、地域、学校が一体となった取り組みが重要であり、このための推進体制づくりが求められます。

施策の方向性

本計画の推進に当たり、図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等との連携・協力を図るため、関係者からなる推進委員会を設置し、総合的な推進体制が整備されるように努めます。

具体的な取り組み

推進体制の整備

- ・「伊万里市子どもの読書活動推進委員会」の設置
- ・本計画の総合的かつ効果的な施策推進を図るための関係機関が、団体等で組織するワーキング・グループ（仮称）の設置

連携・協力の推進

- ・市民図書館と各種団体の連携・協力の推進
市民図書館と学校図書館、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等との連携・協力
- ・地域内での連携・協力の推進
家庭と幼稚園・保育園・学校との連携・協力
幼稚園・保育園・学校と公民館等の社会教育施設との連携・協力
幼稚園・保育園・学校と民間団体等との連携・協力

推進の重点

- ・読書に関する講演会、フォーラム等の実施
- ・市民図書館と学校図書館の情報交流の促進および情報ネットワーク化の整備
- ・教科書に掲載されている作品や文献、関連資料等の図書館での整備
- ・市民図書館から学校図書館への図書の一括貸し出し
- ・図書館等とボランティアの連携による、乳幼児検診時のブックスタート事業の推進
- ・教育文化施設と図書館や学校との連携事業による読書意欲の喚起

第4章 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成

1 子どもの読書活動を支える人材の育成

現状および課題

子どもの読書活動は、主に司書等の図書館職員、学校や幼稚園の教職員、保育士、ボランティアに支えられています。

子どもたちが本への関心を深め、読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが児童図書に関する専門知識と読み聞かせ等に必要な技能を身に付けることが必要です。

身近な保護者や地域の方をボランティアとして育成していくことが肝要です。そのため、子どもの読書活動に携わる人たちや新たに活動を始めようとする人たちの相談に応じたり、必要な情報を提供することが求められています。

司書等の図書館職員は、「子どもを知り」、「子どもの本を知り」、「子どもと本を結びつける」ことが求められます。

各学校で教員が読書に関する指導力を発揮したいと思っても、その時間が取れないことの悩みがあります。

施策の方向性

図書館職員等の資料選択に関する知識の向上を図ります。

読み聞かせやブックトーク等を実践する司書、保育士、ボランティア等、子どもの読書活動の担い手の能力向上を図ります。

小学校・中学校・高等学校において学校図書館運営の方法や読書指導についての研修を行い、読書推進に対する意欲と指導力の向上を図ります。

ボランティア等の人材の拡充を図ります。

具体的な取り組み

人材育成のための研修

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもの読書活動に携わる人たちのための研修会の開催・司書等の図書館職員や教職員・保育士等の能力向上を図るための専門研修の実施、および関係機関の職員を対象とする研修の実施・県教育センターにおける学校図書館研修講座等への参加の促進 |
|--|

2 「子ども読書の日」(「子ども読書週間」(4月23日～5月12日))等への取り組み

現状および課題

平成14年度から新たに設けられた「子ども読書の日」(4月23日)にちなんで、市民図書館、学校等でおはなし会や本の展示等の関連行事が実施されています。

市民図書館では、平成16年度「おはなしいっぱい」(定例おはなし会の拡大版)を実施しました。

「子ども読書の日」の市民への普及に努め、広く浸透を図る必要があります。

施策の方向性

国や県の広報事業と連携して「子ども読書の日」の市民への普及に努めます。
毎年秋の「読書週間」(10月27日～11月9日)においても、子どもの読書活動への関心を深める取り組みを展開します。

具体的な取り組み

子ども読書活動の普及・啓発活動

- ・市民図書館等における「子ども読書週間」関連事業の実施
- ・「子ども読書の日」関連事業のホームページ等での情報提供
- ・「読書週間」における記念事業、関連事業の実施
- ・「子どもの読書の日」や「読書週間」について、ポスター、リーフレット等の活用による広報活動の実施

3 子ども読書に関する各種情報の収集・提供

現状および課題

市民図書館では、子どもの読書に関する情報提供に努めています。
子どもの読書活動に関する情報を多くの人々が容易に活用することができるよう、各種情報の収集・提供機能の充実に努められます。

施策の方向性

市民図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等における子どもの読書に関する情報の収集に努めます。

子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする情報の提供に努めます。

具体的な取り組み

広範な情報の収集・提供

- ・子どもの読書活動の推進マニュアル、ボランティア情報、図書館等の施設情報を掲載した情報誌の作成及び関係者への配布
- ・行事の開催、優良図書など各種情報のインターネットでの提供

4 優れた取り組みの奨励、優良図書の普及

現状および課題

国、佐賀県および伊万里市は子どもの読書活動推進の一環として、読書感想文等に熱心に取り組んでいる学校に対して表彰を行っています。

社会保障審議会や全国学校図書館協議会等が推薦を行っている優良図書を家庭や関係機関に周知する必要があります。

施策の方向性

国の表彰事業に積極的に協力し、その取り組みの奨励を図るとともに、広く市民の間に子どもの読書活動についての関心と理解が深まるよう努めます。

社会保障審議会や全国学校図書館協議会等で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

具体的な取り組み

子どもの優れた読書活動の奨励

- ・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（者）の文部科学大臣表彰の推薦

優良図書の普及

- ・優良図書リストの配布
- ・司書や司書教諭が推奨する図書の展示、紹介

参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的） 第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念） 第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務） 第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務） 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力） 第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割） 第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化） 第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画） 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等) 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日) 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等) 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、平成14年8月2日に、別添のとおり、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

本基本計画は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定するもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、平成14年度からおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものであります。

その内容は、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」等となっています。

政府においては、本基本計画に基づき、関係府省等の緊密な連携の下、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしております。

については、本基本計画の内容等を踏まえ、子どもの読書活動の推進のための取組が一層適切に行われるよう御配慮をお願いします。

特に、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、下記の点に御留意の上、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の推進に努められるようお願いいたします。

あわせて、このことについて、域内の市町村教育委員会及び市町村長に周知していただくようお願いいたします。また、所管又は所轄の学校、図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても本基本計画の内容等を周知していただくようお願いいたします

記

1 子ども読書活動推進計画の策定

都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

市町村は、法第9条第2項の規定に基づき、基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、ボランティアの参加の促進、障害のある子どもに配慮した図書館サービスの充実により、子どもの読書活動の推進に努められたいこと。

また、必要な図書資料の計画的な整備及び児童室等子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等に努められたいこと。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校においては、読み聞かせや「朝の読書」、各学校が目標を設定する取組などを通じて、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の形成が図られるよう努められたいこと。

4 図書館の設置促進

都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言等を計画的に行われたいこと。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努められたいこと。

5 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館は、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動、読書活動を推進していく上で、また、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していく上で、重要な役割を果たすものであり、各学校においては学校図書館の蔵書を充実するよう努められたいこと。特に、公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書整備5か年計画（平成14年度から平成18年度まで）の地方交付税措置の活用などにより、蔵書の充実を図り、学校図書館図書標準の早期の達成に努められたいこと。

6 学校図書館司書教諭の配置の促進

学校図書館法の規定により、平成15年4月以降、12学級以上の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部・高等部）には、必ず司書教諭を置くこととされており、有資格者の計画的な養成・配置及び円滑な発令が進むよう努められたいこと。

7 「子ども読書の日」を中心とする啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めるとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報を推進するよう努められたいこと。

8 推進体制の整備

子どもの読書活動の推進に関し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進する観点から、連携・協力の具体的方策の検討や関係者間の情報交換などを行うため、学校、図書館、教育委員会、健康・福祉行政担当部局等の関係行政機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努められたいこと。